

会 議 記 録

会 議 の 名 称	議会運営委員会
開 催 日 時	令和5年11月22日(水) 午前10時00分から午前11時20分
開 催 場 所	宮代町役場 議会室
出席委員の氏名	委員長 田島 正徳 副委員長 西村 茂久 委員 小河原 正 丸藤 栄一 角野 由紀子 川野 武志 議長 合川 泰治
出席職員の名 職 ・ 氏 名	議会事務局長 押田 昭浩 主 幹 青木 豊 主 任 金子 尚子
会議の公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
一部公開又は 非公開の理由	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
傍聴者の人数	1名
会議資料の名称	・次第 ・別紙－1 ・別紙－2 ・別紙－3 ・別紙－4 ・資料－1
記録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
審 議 の 内 容	(1) 12月定例会について ①会期予定について 12月定例会の会期予定について審議を行った。 【決定事項】 ・会期は、提出議案等を踏まえ、11月30日(木)～12月14日(木)の15日間とする。 ・議案第51号から第68号までは一括上程とし、質疑、討論、採決は個々に行うこととする。 ・一般質問は、12月4日(月)に5名、6日(水)に5名、7日(木)に2名とする。 ②新型コロナウイルス感染症対策について 12月定例会の対策について審議を行った。

【決定事項】

- ・これまで同様、傍聴者の人数制限はしないこと及び傍聴人のマスク着用は任意とする。
- ・アクリル板の設置はなしとする。

【委員からの発言】

- ・委員からの発言はなかった。

(2) その他

- ・「宮代町においてクリーンな選挙を求める請願」について審議を行った。

【決定事項】

- ・請願は総務文教委員会に付託し、12月11日（月）午前10時から審査とする。

【委員からの発言】

田島委員長 請願についてでございますが、所管委員会として総務文教委員会になるのですが、いかがいたしますか。

川野委員 請願のタイトルですがクリーンな選挙を求める請願ですが、怪文書の内容が入っているので、生々しい。また、私としては、事実でないことが書かれているので、請願としてはどうかと思うのですが、怪文書も私がバラまいたみたいな感じで、イメージ的なこともあるし、事実と違う事なので、請願は議長あてですが、請願として受け入れていくのか、お聞きします。

田島委員長 昨日、請願を持ってこられたのですが、色々お話をしたのですが、この文面は変更しないということでしたので、事務局で受理しています。あまりにもこの宮代町においてクリーンな選挙を求める請願ということと、その題名との、内容が合致してないのではないかとお伝えしたのですが、本人はこの内容でいきますということなので、受理はされております。

田島委員長 議長の判断としてはいかがでしょうか。

合川議長 請願は、町民の権利として提出されると受けざるを得ない。ただ、内容について、これがポイントだとか、審議進行をどのようにするだとかは検討していただいて、受理した請願として対応するということが基本であると思います。

川野委員 問題は傷害事件があったということ、これは事実のことなのですが、個人的なことを請願の内容にしているような気がしています。正直、この請願者もその場所にいたし、状況は大体分かっていると思います。それをこういった形で……

小河原委員 新聞報道は嘘は書いてないと思います。もし異論があったら、委員会で質疑したほうがいい。この内容が違っていたら、新聞社に問い合わせるしかないと思う。ですので、新聞報道に基づいて、やらざるを得ないかと思えます。そのような理由で紹介議員になりました。

川野委員 今、小河原委員から新聞報道について言われたのですが、読売新聞の5月3日、岡元県議が怪文書について告訴。怪文書についてこう言っているんです。これは事実ではないですよ。この請願の内容、これは私が怪文書を出したことになっているようになっている。その辺、皆さんに……

小河原委員 もし新聞報道が正しくなかったら、新聞記者に行った方がいい。なぜ載せたのかということ。

田島委員長 昨日、請願人とお話しして、町において、クリーンな選

	<p>挙を求める請願と題名がついているのですが、事件を羅列して、今、その書類送検が、11月13日付けで行われることで、請願理由として合致しないのではないかと仰いましたが、文章自体、本人は変更しないということで、受理しております。</p> <p>川野委員 警察も怪文書については、この被害、被害届、中傷、名誉棄損とかは現在、受理されていないのです。それが事実です。だから、怪文書を私が流したというこの文書、確かに小河原委員の言うように、新聞を見てそれを信じるという形なんですけど、これ受理されてないし、私が出したという形になっている形なんですけど・・・</p> <p>田島委員長 総務文教委員会で、審査をする予定になるかと思うのですが、この議会運営委員会の中で、内容を審査することはできない。総務文教委員会で審査していただくこととなります。</p> <p>川野委員 こういった些細な事件なのかも知れませんが、それに対して私が嘘をついたということ、相手の方からの発言があったので、刑事事件になったのであり、本来は、お隣の町に来て、お酒を飲んでいたとしても人に危害を与えるってのは・・・・。普通はこういうことにならないんですけど、それを偽装だとか、指一本触れていないだとか、私は左利きだとか、その場にいた人は分かっていると思います。それが新聞に載って請願審査にすることがまかり通るということを感じております。これ委員会に付託しないとイケないのかなと思います。</p> <p>丸藤委員 請願受理したからには審査やらざるを得ないです。専門書によれば、例えば係争中の裁判事件や判決の変更を求める請願については、司法権の独立を犯すこととなりますので、一般に住民は請願することはできないとされています。実際に請願を受理する議会事務局職員は、何が係争中の事件であるか、請願の内容がこれに該当するかわかりません。そのため、所定の要件を満たした請願が提出された時、請願の対象にならないと断言できる職員は少ないでしょう。曖昧なことを理由に受理せず、後日誤りであったことが判明した場合、請願権の制限になり、責任が追及されることになり、司法権の独立を侵害するかどうかは、第一次的には受理者である議長（議会事務局）が判断しますが、これが困難な時は所管委員会で審査し、ここでは司法権の独立との関係ではなく、当該団体の権限外の内容を理由に不採択または審査または審査未了にすれば良いでしょうとのことです。要するに、これを受理しないと、どういう理由で受理しなかったかということで、これは職員や議長を追及されることになってしまうので、私はこれが正しい、正しくないとかではなく、今回の請願はそういうものだという風に、理解しています。</p> <p>田島委員長 丸藤委員からご指摘があったとおり、請願はよっぽどのが無い限り、受理を拒否することはできません。そして、係争中とのことですが、書類送検されたことですが、裁判中ではないとの判断で、受理せざるを得なかったという考えであります。現状ではそういう流れで、受理しております。</p>
--	--

	<p>川野委員 警察では怪文書についての被害、被害届、中傷、名誉棄損とかの届け出は受理されていないようです。そういう状況です。ですから怪文書を、請願をして私が流したというこの文書は、小河原議員が言うとおりの新聞を見て信じてしまう形なんです。この請願は私が流した風になっていますが、警察も受理していません。</p>
	<p>西村委員 この請願については、総務文教委員会で審査する予定になるかと思う。請願が受理されていますので、議会運営委員会ではこういう請願が出ているということで、どういう形式で行うかということを決めます。内容についてまでは踏み込めない。選挙前にこういう請願書を出すという請願者の考えもありますので、付託される総務文教委員会の中で、審議いただき、結論を出していただきましょう。</p>
	<p>川野委員 請願者は事件が起きたとき、当時議員として現場にいたんですよ。些細な事件なのかもしれませんが、それに対して、私がなんか嘘をついたということを相手の方からの発言でしたので、刑事事件にしなければならないと思った。隣の町に来て、お酒を飲んだとしても、人に危害を与えることは・・・一言あればこんなことにならなかったと思います。なんていうか偽装だとか、指一本触れていないとか、私は左利きだなんて新聞に載っていましたが、そういったことが、まかり通るのかなと感じています。こんなことを請願審査するとは。</p>
	<p>丸藤委員 請願審査はやらざるを得ないと思います。専門書では、係争中の裁判事件や判決の変更を求める請願については、司法権の独立を犯すこととなりますので、一般に請願を出すことはできない。請願の内容が係争中の事件かどうか分からない。そのため所定の要件を満たした請願は受理されます。ですから、付託委員会が内容を理由に不採択または審査すればよいと思います。粛々と審査すればいいと思います。今回の請願はそういう風な理解をしています。</p>
	<p>田島委員長 請願というのは、よっぽどのことが無い限り、受理を拒否することはできません。そして、係争中ですが、書類送検されてはいますが、裁判中ではないので、そのような状況ではないと考えております。ですから受理したということです。</p>
	<p>合川議長 請願が審査になじまない場合は、理由書をつけて返却するという方法があります。</p>
	<p>川野委員 請願の理由ですが、最後の文にこのような行為による宮代町のイメージは壊された。壊されたことは町にとって由々しき事態であり、さらに、宮代町議会議員による今回の行動も宮代町議会議員というのは、私の事ですよ。どう見てもおかしいです。</p>
	<p>角野委員 請願者はどういう人かとか、そういうことを考える以前に、今言ったところの文面なんです。私も読んでいて疑問に思ったのですが、ここの部分は批判というか、特定の人を追及しています。この部分をマスクできないでしょうか。おかしいと思います。長年築き上げてきた宮代町のクリーンなイメージや信頼を根底から破壊するものであり、決して許されるものではありません。町議会議員のどの行動なのかわからない。だから、訴えなのか、被害届のこ</p>

	<p>とを言っているのか、本人の思いを理由にしてしまっている。これは趣旨とは全然違う話になっています。ここは問題があります。これ議会運営上、このままでいいのか。個人を批判したようなところは、マスキングするとかできないものなのか。前半から後半にかけての文章はしょうがないとしても最後のほうは確実におかしいと思います。</p> <p>丸藤委員 請願は受理されているんです。取り消しもできるんです。マスキングなんて・・・大事なところをマスキングして賛成、不採択にはできません。やるのならば、提出される前です。この場において何もできませんよ。</p> <p>田島委員長 こちらの請願はどういった結論で持って行った方がいいと思いますか。</p> <p>小河原委員 私の立場は紹介議員になっているから、これで進めなかったら、おかしい立場になりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>丸藤委員 私は先ほども言いましたが、曖昧なのかどうかわかりませんが、これは馴染まないとか、この文章はどうだとかということの理由で受理しないということは責任問題になってきますので、そういう意味では請願を受理しておりますので、粛々と審査すればいいと思います。</p> <p>田島委員長 それでは、総務文教委員会に付託し審査することに決定します。日程は12月11日、10時からとします。よろしいですか。それでは当日はよろしくお願ひします。</p>
<p>その他必要事項</p>	